



地方の純減が進んでいる！

都市部の手当のために地方での人員削減が急激にすすんでいます。地方の切り捨てには反対です。

高裁別の人員の推移 (2015年から2019年の累計)	
東京高裁管内	約160人の増員
大阪高裁管内	約60人の増員
名古屋高裁管内	約15人の増員
仙台高裁管内	約5人程度の増員
高松高裁管内	約30人の減員
札幌高裁管内	30人を超える減員
広島高裁管内	30人を超える減員
福岡高裁管内	60人を超える減員

よりよい裁判所を作るため、 裁判所予算の増額を求めます！

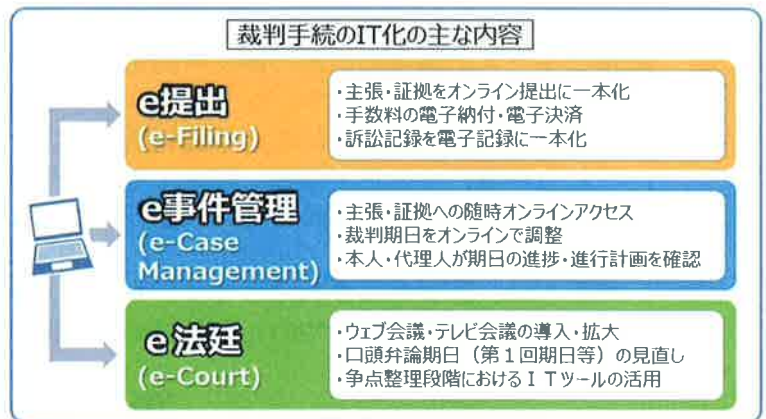
裁判所には毎日、数多くの事件や相談が持ち込まれます。裁判所が扱うのは、多くの皆さんが「裁判」という言葉からイメージする民事紛争・刑事事件だけでなく、裁判所が人権に配慮しながら解決していくさまざまな手続があります。それらを迅速に処理することだけでなく、利用者への適切かつ丁寧な対応ができるよう裁判官や職員を増やすとともに、法廷・調停室などを増やすことも必要ですし、バリアフリー化や庁舎案内の充実をすすめるなど施設面でも利用しやすい裁判所をつくるのが「国民のための裁判所」「利用しやすい裁判所」という観点からは重要です。

しかし、全国的には、裁判官のいない裁判所があったり（二ほかの裁判所から裁判官が出張して事件に対応しています）、冷暖房の入らない法廷で長時間の審理が続けられたりしている現状があります。なぜならば、裁判所の予算は国家予算のたった0.32%しかないからです。裁判所予算の増額が必要です。

裁判手続のIT化も予算拡充が必要！

裁判手続のIT化が政府の方針により進められています。

その検討にあたっては、国民全体にとって裁判所が紛争解決のためのニーズに応える機関となるよう、「利用しやすくわかりやすい裁判所」「司法へのアクセス強化」の方策として位置づけ、十分な予算を確保したうえで行う必要があるものと考えます。



こんな手続も、裁判所の仕事です！

成年後見	認知症など判断能力が不十分な方を保護するため、本人のために契約などの法律行為を行う人を選ぶ手続
調停	生活の中で生じる身近なトラブルや親族間の問題などについて、裁判所が間に入って話合いで解決する手続
労働審判	労働者と使用者との間で起きる紛争について、裁判所が間に入って話し合ったり、解決策を示す手続
破産	負債を抱えて経済的に破綻した場合に、残った財産を債権者に分配し、債務の弁済を終わらせる手続
保護命令	DV(配偶者暴力)の被害者を加害者から引き離し、被害の拡大を防ぐための手続
家事審判	子の氏の変更の許可、養子縁組の許可、相続放棄申述の受理、氏又は名の変更の許可、離婚後の財産分与、親権者の指定又は変更、遺産分割、養育費請求、子の引渡し請求、面会交流などの様々な手続

**利用しやすい裁判所実現のためには、
裁判官を含めた職員の増員と施設の充実が必要です！**

国民がより利用しやすい司法の実現のために 裁判所の人的・物的充実を求める 請 願 署 名

年 月 日

紹介議員 _____

請願人住所

氏 名 _____

外 名

請 願 の 趣 旨

国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領域が拡大していくなかで、裁判所には多数の紛争が持ち込まれ、その内容も複雑・困難なものになっています。これらの紛争を公正・迅速に解決し、国民の権利が十分に保障され、自由で豊かな社会を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠です。

裁判員裁判をはじめ、労働審判、成年後見、被害者保護などの新たな制度が数多く作られたほか、近年は子どもの福祉のための裁判所機能の充実が求められるなど、裁判所が果たすべき役割はこれまでになく広がっています。こうした手続を定着させ、全国津々浦々の裁判所で安定的に運用していくことで、国民の期待に応える裁判所としていくことが必要です。

これらの事件を公正・迅速に解決する裁判所の機能を強化するためには、裁判官・裁判所職員の人的体制の整備、庁舎設備の充実や老朽化している施設の改善、バリアフリー化などの裁判所施設の充実が不可欠です。

私たちは、国民がより利用しやすい司法を実現し、「国民の裁判を受ける権利」を拡充していくために、裁判所の人的・物的充実を求め、お願いいたします。

請 願 事 項

国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所予算を増額し、

1. 裁判所職員の人的体制を整備すること。
2. 裁判所施設を充実させること。

氏 名	住 所

(お預かりした個人情報等は請願以外の目的には使用しません)

取り扱い団体 全司法労働組合

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所内 電話 03-6272-9810